

令和 7 年 12 月 22 日
東京地下鉄株式会社

都市高速鉄道第 7 号線(東京メトロ南北線)品川～白金高輪間建設事業における
大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に基づく「事前の事業間調整」の実施結果について

「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(以下「法」という。)」第 12 条において、使用の認可を受けようとする事業者は、事業概要書を作成、公告及び縦覧し、法第 4 条に基づく事業を対象に、事業区域又はこれに近接する地下において、事前に事業者間で調整を行うことが定められています。

今般、都市高速鉄道第 7 号線(東京メトロ南北線)品川～白金高輪間建設事業において、法に定められた事業区域について、法第 12 条に基づく事前の事業間調整を、令和7年12月19日を期限として申出受付しておりましたが、期限までに事業者からの申出はありませんでしたので、お知らせします。

東京地下鉄株式会社ホームページ 掲載

<https://www.tokyo-metro-newline.jp/namboku/daishindo/pdf/12/jigyokanchosei/kekka/oshirase.pdf>